

## 令和8年度玉川村職員（社会人経験者）採用候補者試験公告

令和7年12月23日

玉川村職員（社会人経験者）採用候補者試験を次により行います。

玉川村長 須 爰 泰 一

### 1 試験職種及び採用予定人員

試験職種	行政
採用予定人員	若干名

### 2 受験資格

昭和62年4月2日以降に生まれた者で、民間企業等における職務経験（令和7年12月末日現在）を3年以上有する者。また、民間企業等における経験を活かして、玉川村の活性化に取り組む意欲のある者。

ただし、次の各号のいずれかに該当する者は受験できません。

- (1) 日本の国籍を有しない者。
- (2) 禁固以上（令和7年6月1日以降は拘禁刑）の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者。
- (3) 本村職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者。
- (4) 日本国憲法施行の日以後において日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者。

注1：民間企業等における職務経験には、会社員・団体職員・公務員・自営業者・アルバイト・パートタイム等として、1つの企業または団体等で1年以上継続して就業（1週間の労働時間が通常の労働者の所定労働時間のおおむね3/4以上の就業）した期間が該当します。

注2：1年以上継続した職務経験が複数ある場合は、それらを通算することができますが、個々の継続した職務経験が1年未満の場合は通算できません。期間を通算する計算は月単位で行い、月の中途で就職又は退職した場合は、その月は全て就業していたものとみなします。

注3：休業等（育児休業、傷病休暇等）のため業務に従事しなかった期間が1か月以上ある場合は、就業規則等で認められたものであっても、その期間は職務経験には通算できません（産前産後休業の期間は通算できます）。

注4：職務経験期間の確認のため、最終合格発表後に職務経歴証明書等を提出していただきます。職務経験が確認できない場合は、採用ができません。

### 3 試験の方法

#### （1）第1次試験

##### ① 職務能力試験

公務に必要な基礎的な知的能力について、択一式による筆記試験を行います。

※ 職務能力試験については、論理的に思考する力、文章を正確に理解する力、統計等の資料を分析する力、国内外の社会情勢への理解等を確認するための基礎的な内容が出題されます。従来の公務員試験のような特別な対策をすることなく受験できます。

##### ② 職務適応性検査

職務遂行に必要な適正についての検査を行います。

#### （2）第2次試験

第1次試験合格者に対して、個別面接試験及び小論文等の試験を行います。

### 4 資格調査

第1次試験合格者について、受験資格があるかどうか、申込書に記載されていることが正しいかどうかについて調査します。

## 5 試験の期日、場所及び発表

区分	期日	時間	試験会場	発表
第1次試験	令和8年2月1日（日）	受付（9:00～9:20） 職務能力試験（9:30～10:30） 職務適応性検査（10:40～11:00）	福島県石川郡玉川村 大字小高字中畠9番地 「玉川村役場」	令和8年2月中旬 玉川村役場掲示場に合格者名を掲示するほか、合格者に通知します。
第2次試験	令和8年2月下旬	別に通知する	福島県石川郡玉川村 大字小高字中畠9番地 「玉川村役場」	令和8年3月上旬 玉川村役場掲示場に合格者名を掲示するほか、合格者に通知します。

## 6 合格者の採用

- (1) 合格者は、採用候補者名簿に記載され、成績順に村長が採用する者を決定します。この採用候補者名簿の有効期間は、原則として1年間です。
- (2) 採用の時期は、原則として令和8年4月1日です。  
(なお、合格者の都合により、具体的な採用時期については個別に協議します。)
- (3) 初任給は、本村の給料表により、民間企業等における職歴等の経歴に応じて決定します。この他扶養手当、住居手当、通勤手当、超過勤務手当、期末・勤勉手当等が支給されます。

## 7 受験手続及び受付期間

### (1) 申込書等の請求

申込書及び職務経歴書は、玉川村役場総務課で交付します。郵便により申込書等を請求する場合は、封筒の表に「社会人経験者試験申込用紙請求」と朱書し、140円切手を貼った自分宛の返信用封筒（角形2号）を必ず同封してください。

なお、申込書及び職務経歴書は、玉川村ホームページからもダウンロードできます。

### (2) 申込の方法

- ① 申込書及び職務経歴書に必要事項を記入して、玉川村役場総務課に提出してください。申込書等を郵送する場合は、110円切手を貼った自分宛の返信用封筒を同封し、その表に「社会人経験者試験申込」と朱書し、必ず簡易書留にて送付してください。
- ② 申込書を受付後、受験票を郵送しますので、最近6か月以内に撮影した本人の写真（上半身、脱帽、正面向き、縦6cm×横4cm）1枚を写真欄に貼って、受験当日に必ず持参してください。（受験票がない場合、又は受験票に写真が貼っていない場合は、受験できません。）

### (3) 受付期間

令和7年12月24日（水）から令和8年1月16日（金）まで（執務時間中に限ります。）

郵便による申込書提出の場合は、1月14日（水）までの消印のあるものに限り受付けます。

## 8 その他

- (1) 受験の際は、「HB」の鉛筆と消しゴムを持参してください。それ以外の筆記用具は使用できません。
- (2) この試験に関し不明な点は、玉川村役場総務課に問い合わせてください。  
なお、郵便で問い合わせる場合は、110円切手を貼った自分宛の返信用封筒を必ず同封してください。

(3) 職員採用候補者試験については、玉川村ホームページにも掲載しておりますので、ご覧ください。

### 【お問い合わせ先】

〒963-6392 福島県石川郡玉川村大字小高字中畠9番地

玉川村役場 総務課

電話 0247-57-4621